

【観光シティプロモーション推進事業支援業務】

企画提案（公募型プロポーザル）実施要領

平成30年5月

津山市

【観光シティプロモーション推進事業支援業務】 企画提案実施要領

1. 趣旨

- (1) 本市における滞在型観光のまちづくりを実現し、長期的な人口や経済の安定を図るため、国内外の観光客をターゲットに、まちの魅力をPRすることで知名度の向上及び観光誘客を図る。
- (2) 本市では平成28年度に観光シティプロモーション戦略を策定し、「からだにいいこと いいところ 津山たび」をコアコンセプトに、2020年の東京オリンピックに向けて、平成28年、29年は初動期として認知度の向上、平成30年以降は本格誘客期として国内外からの誘客を図り、滞在型観光の創出を目指している。
- (3) 平成29年3月から本市のイメージの一つである「ホルモン」をキーワードに市内の観光資源と掛け合わせ「幸せホルモンあふれる旅。津山市」として認知度向上に取り組んできた。

京阪神地域のJR駅・ショッピングモールのデジタルサイネージやポスターの掲示、人気ユーチューバーとのコラボレーション、Webでの記事広告などのメディアを活用してきた。

- (4) 平成30年度は、近年岡山県への来客数が増加している台湾及び旅行意欲の高い国内のF1層をターゲットに、本市の歴史・文化が育んだ独自の「食」をテーマとし、且つ、「一流」「ほんもの」のイメージのプロモーションを行う。

台湾での旅行博（11/23～11/26）、ツーリズムEXPO ジャパン（9/20～9/23）といった大型観光イベントでのプロモーション及び各種メディアを活用し、「津山さくらまつり」「津山まつり」「もみじまつり」といった本市の観光イベントを中心に誘客を図る。

2. 業務の概要

- (1) 業務名称
観光シティプロモーション推進事業支援業務
- (2) 業務内容
別紙仕様書のとおり
- (3) 業務期間
契約締結日から平成31年3月22日（金）まで
- (4) 提案上限額（消費税及び地方消費税額を含む）
金 8,400千円

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、後述する「提案価格書（様式4）」を提出する際の総金額（税込）は上記提案上限額を超えてはならない。

- (5) 実施方式

公募型プロポーザル

(6) 主催及び事務局

主催者 津山市

事務局 津山市役所 総合企画部 秘書広報室

〒708-8501 岡山県津山市山北520 (3階) (担当：有富・西村)

電話 0868-32-2026 ファクシミリ 0868-24-2944

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 国内及び海外におけるプロモーション及びマーケティングの実績があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年施行令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成25年津山市告示第85号)に基づく指名停止措置(指名保留を含む。)を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 津山市暴力団排除条例(平成23年津山市条例第21号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同上第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (6) 国税及び津山市税を滞納している者でないこと。
- (7) 法人格を有していること。

※基準日：参加申込書等の受理日から提案事業者と委託契約を締結する日まで

4. スケジュール

平成30年6月 1日(金) 予 定：公募開始(市ホームページ及びプレス発表)

平成30年6月 7日(木) 午後5時：質問提出締切

平成30年6月12日(火) 予 定：質問への回答

平成30年6月14日(木) 午後5時：参加申し込み締切

平成30年6月15日(金) 予 定：参加可否についてファクシミリ送信及び郵送

平成30年6月25日(月) 午後5時：企画提案書等の提出締切

平成30年6月29日(金) 予 定：プレゼンテーション審査

5. 提示書類

企画提案の募集にあたり、以下の書類を提示する。

No.	提示書類
1	企画提案実施要領（本書）
2	参加申込書 兼 誓約書（様式1）
3	企画提案書表紙（様式2）
4	営業実績書（様式3）
5	提案価格書（様式4）
6	業務協力契約予定書（様式5）
7	質問書兼意見書（様式6）
8	委任状（様式7）
9	津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式8）
10	優先交渉権者の選考方法（別紙1）
11	提案書記載項目及び評価のポイント（別紙2）
12	仕様書

6. 質問・回答

- (1) 提出方法 「質問書兼意見書（様式6）」によりファクシミリで事務局まで提出すること。なお電話で送受信の確認を必ず行うこと。ファクシミリ以外の方法による質問は受け付けない。
- (2) 提出期限 平成30年6月7日（木）午後5時まで（必着）
- (3) 提出場所 総合企画部秘書広報室のファクシミリ
ファクス番号 0868-24-2944
- (4) 回答方法 津山市ホームページにて公表
- (5) 回答日時 平成30年6月12日（火）予定

7. 参加申し込み

- (1) 提出書類 本実施要領、仕様書及び津山市契約規則他の関係諸法令を理解・遵守の上で次の書類を提出すること。

No.	提出書類	区分	部数
1	参加申込書 兼 誓約書（様式1）	必須	1部
2	営業実績書（様式3）	必須	1部
3	委任状（様式7）※プロポーザルに係る委任	必要に応じて	1部
4	津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式8）	必須	1部
5	法人の国税の納税証明書の写し （その3の3）	必須	1部
6	法人の津山市発行の市税等の完納証明書	津山市に課税が	1部

		ある場合のみ	
7	登記事項証明書（現在事項証明）の写し	必須	1部
8	印鑑証明書	必須	1部
9	財務諸表の写し（直近決算のもの）	必須	1部

※5～8は平成30年6月1日以降証明分

- (2) 提出方法 提出書類を事務局へ持参又は郵送（書留又は簡易書留）すること。
 なお、期限を過ぎて到着、持参したのものについては受け付けない。
- (3) 提出期限 平成30年6月14日（木）午後5時必着
- (4) 参加可否 平成30年6月15日（金）の予定で参加の可否をファクシミリ及び郵送にて通知する。

8. 企画提案書の提出

(1) 提案書の内容

- a. 本業務に対する基本的考え方、業務実施体制、スケジュール、業務実績（海外における実績を含む）など業務提案にあたっての基本的事項を示すこと。
- b. 事業の目的や趣旨、仕様書で求めている下記項目の提案を過去の実績などを踏まえて行うこと。

提案① クリエイティブ企画・製作

「津山シティプロモーション戦略～滞在型観光の創出をめざして～」に基づき、本市の知名度の向上及び観光誘客を図るためクリエイティブを企画・製作する。必要であればその企画に関係するチラシやポスターを製作し、下記広告展開等に使用する。

詳細は仕様書のとおり。

提案② 広告展開の実施

上記クリエイティブを使用し、台湾及び中四国エリアを中心に、インフルエンサーの活用やウェブ広告など多様なメディアを検討し、その中でも効果的なメディアを活用し広告展開を行う。

詳細は仕様書のとおり。

(2) 提出書類

No.	提出書類	区分	部数
1	企画提案書（上記3件の提案を含む） 表紙：「企画提案書（様式2）」1部のみ押印 本編：任意様式 7部	必須	7部
2	企画提案書に関する参考資料 任意の書式で【参考】と明示	任意	7部
3	これまでに携わったプロモーション関係資料	任意	7部

4	提案価格書（様式4）	必須	1部
5	業務協力契約予定書（様式5）	任意	1部

☆本編は企画提案書のみで完結し、参考資料がなくても説明できること

☆企画提案書本編にはヘッダーやフッターなどに御社の社名を記入しないこと

（3）提出期限

平成30年6月25日（月）午後5時まで

9. プレゼンテーション

実施日 平成30年6月29日（金）を予定

※詳細は参加申込書の提出期限後に、企画提案事業者あてに通知する。

内 容 ①企画提案書の内容について説明を行うこと

②提案内容に関する質疑に答えること

時 間 提案者説明 20分

質疑 20分

出席者 企画提案ヒアリングに出席する者は、最大5名までとする。

機器等 企画提案ヒアリングを行うにあたり、以下の機器は、本市にて準備する。説明用のパソコンはプロジェクターに接続可能なものを提案者にて準備すること。

①プロジェクター

②スクリーン

③プロジェクター用コード

10. 審査及び選考

（1）審査・選考方法

「観光シティプロモーション推進事業支援業務受託事業者選考審査委員会」（以下、審査委員会）が「優先交渉権者の選考方法（別紙1）」に基づいて審査し、優先交渉権者の選考を行う。なお、応募業者が1社の場合でも審査を行い、要件を満たしている場合には選考する。

（2）優先交渉権者

審査委員会にて選考された優先交渉権者には、市と仕様及び価格等を協議した上で、書面にて決定通知を受けることにより受託事業者となる。ただし、市は優先交渉権者と協議が調わない場合、次点交渉権者と協議を行うことがある。決定されなかった応募者は、通知を受けてから7日以内にその理由について説明を求めることができる。

（3）受託事業者

受託事業者は、市と契約を締結し、受託業務を実施する。

(4) プロポーザルの中止

応募事業者がなかった場合には、このプロポーザルは中止する。

11. その他

(1) 費用負担

説明会、企画提案書の作成・提出、ヒアリングの参加等一切の経費は、企画提案者の負担とする。また提出書類は返却しない。

(2) 業務実施責任者の変更

企画提案書に記載した業務実施責任者を変更する場合には、事前に市に届け出るものとする。

(3) 企画提案書等の著作権等に関する権利について

①優先交渉者となった事業者の企画提案書等の著作者は、市に提出された企画提案書等の全部又は一部を市が無償で使用（複製、転記、転写又は修正）することに同意するものとする。

②市に提出された企画提案書等の所有権は、市に無償で移転するものとする。

(4) 本事業受託後の成果物の著作権等について

①本事業の一切の成果物に関するすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、納品を行った時点で市に移転するものとする。

②本事業の一切の成果物に関するすべての著作者人格権を行使しないものとする。受託者が著作者と異なる場合には著作者人格権を著作者に行使させないものとする。

(5) 企画提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、市が差し替え等の必要があると認めた場合はこの限りではない。

(6) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(7) 次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。

① 実施要領等に示した参加資格に適合しない者が行った応募

② 参加者の記名及び押印を欠く参加、又は、参加事項を明示しない応募

③ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募

④ 2通以上の書類提出がなされた応募

⑤ 提出書類に虚偽の記載のある応募

⑥ 選考結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

⑦ プレゼンテーションを欠席した場合

⑧ 見積上限額を超えた見積の応募

⑨ 審査基準で設定する、最低基準点を下回った場合

⑩ その他実施要領等において示した条件等、参加に関する条件に違反した応募